

第4章 提言

第1節 家庭裁判所の人的整備

本基調報告書では、子どもや高齢者・障害者といった社会的弱者を含む地域の住民が、必要な時にきちんと家庭裁判所を利用できるようにするためには、家庭裁判所の人的基盤を整備し充実させるべきであることを指摘した。

とりわけ、裁判官や家庭裁判所調査官の増員は急務である。

第1 裁判官（判事・判事補）

裁判官（判事・判事補）の定員は、現在、判事が2155人、判事補が842人となっている。なお、判事及び判事補とも相当数の欠員があり（2022年12月1日現在で、判事は89人、判事補は176人の欠員がある）、欠員を充員するだけでも相当な人的基盤の改善になる。

さらに、本基調報告書で述べるように、裁判官非常駐支部（44か所）を解消し、全ての独立簡易裁判所に家庭裁判所出張所を新設し（現在、家庭裁判所出張所が併設されていない該当箇所は108か所）、その他事件数が多い家裁においては民事事件・刑事事件等と家事事件との兼務を解消させ裁判官の執務態勢を充実させる等裁判官を増員して対応すべき諸施策を行うために、できるだけ速やかに、数百人単位の裁判官（判事・判事補）の増員が不可欠である。

裁判官への任官者を増加させたり、中途退官者を減少させるためには、最高裁判所において、裁判官に対するワーク・ライフ・バランスへの配慮を行うこと等により、裁判官の働きやすさの改善を図る必要がある。また、多様な執務環境の速やかな実現に向けてのさらなる検討を行うことが求められる。さらに、現実的に裁判官の増員を実現するためには、5年ないし10年といった一定の期間を定め、その期間に計画的に増員がなされるよう、直ちに計画を策定し実施されなければならない。

なお、判事補は判事と異なり、特別に規定する場合を除き、一人で裁判をすることができないという制約があるところ（裁判所法27条、家庭裁判所については同法31条の5で準用）、このような制約のない判事を充員するためには、いわゆるキャリア裁判官として、司法修習生からの判事補任官からであれば、判事任官まで10年を要することになる点に注意をする必要がある。

そこで、判事補任官の増員による判事数の増加策の強化も当然必要であるが、直接判事を増員し強化するためには、一定年数の経験を経ている弁護士からの判事任官を推進することも必要である。弁護士任官は制度として定着してから約20年になるが、近時は弁護士からの判事任官は年間数人程度にとどまっており決して活発とはいえない。給源となる弁護士側（弁護士会側）もより一層、任官希望者の掘り起こし、任官に際して隘路となるべき点の解消その他任官希望者に対する各種支援を進めるべきであって、それにより仮に年間10～20人程度の弁護士任官数を増加させれば、10年で100～200人の判事増を実現することができ、数的には非常駐支部の解消や独立簡易裁判所への家庭裁判所出張所の新設のための人員増への一定の手当となるとも言える。また、最高裁判所も多種多様な活動を行ってきた弁護士が任官し得る採用基準の確立や執務環境の整備に引き続き取り組んで行くことが求められる。

なお、上記のような裁判官の大幅増員の実現と並行して、家事調停官（非常勤裁判官）を更に活用するため、採用人数・採用分野等についても検討されるべきである（簡易裁判所等での民事調停官についても同様である。）。

第2 家裁調査官

家裁調査官については、現在、1598人の予算定員があり、ほぼ定員一杯、充員がなされている。一方で、本基調報告書の随所に記載されているように、どの地域においても、家裁調査官の数が足りていないという声で満ちあふれており、とりわけ、家裁調査官非常駐支部や家裁出張所においては、家裁調査官の関与が絶対的に足りないことは明らかである。

家事事件でも、少年事件でも、心理学や社会学、福祉などに造詣の深い家裁調査官がより各事件に関与し、その結果、より適切な事件処理を望む住民の声はなお根強い。このような社会の要望に応えるためにも、家裁調査官の速やかな増員及び体制強化は急務である。現在、調査官の志望者が減少していることが指摘されているが、最高裁判所において、採用者数の拡大や執務環境の改善を進め、合わせて家裁調査官の業務内容ややりがい・魅力について今以上に広報を行うことによって志願者の増加を目指すことが求められる。

近時の職員採用状況（家裁調査官補の採用状況）や、予算定員から推測される1年あたりの採用数等に鑑みれば、現在は家裁調査官補の新規採用数は年間50人程度であると思われる。この新規採用数を例えば数十人強化すれば、10年後には数百人の増員になる。なお、増員にあたって必要な予算額の推計は、第3編第7章第5節を参照されたい。

また、第1編第3章第3節に記載する表にあるように、戦後のある時期に代行家裁調査官という職があったことから着想を得るとすれば、例えば他の行政福祉職等親和性のある隣接職種から即戦力として家裁調査官（もしくは代行家裁調査官のような特別の職名を付しても良い）を採用し、充員に充てるという方法も検討されるべきである。

いずれにしても、様々な創意工夫により家裁調査官の劇的な増員を図り、先ずは可能な限り速やかに全家裁支部に家裁調査官を配置し、加えて、家裁出張所における家裁調査官の関与のための人員配置や家裁調査官繁忙庁への増員による調査の充実等にも充てられるべきである。

第3 その他の職員

裁判官及びその他の裁判所職員を含めた裁判所職員全体の定員は、2011年度及び2012年度の25745人を極大値として、以後は緩やかに減少に転じている。その理由は、各行政省庁の職員定員の抑制策に倣っているからと言われているが、司法権を掌る裁判所の職員が足りていないことは本基調報告書の記載からも明らかである。

とりわけ運転手をはじめとする技能労務職員は、書記官増員と引き換えに大幅に削減されてきた経緯があり、その結果、各支部のみならず、本庁においても、裁判官の填補や、裁判官・家裁調査官の現地への移動のための交通手段が大きく損なわれる事態に直面している。

公共交通機関の発達している大都市部はともかく、地方部では鉄道等の交通が未発達ないしそもそも存在しない地域も多く、裁判官や家裁調査官が必要な職務をこなすためには、なお運転手等の技能労務職員が必要不可欠であることは毫も疑いがない。最高裁

判所は、毎年のように実施していた技能労務職員（行政職（二）職員）の定員を書記官等（行政職（一）職員）へ振り替えるという手配を中止し、必要な技能労務職員が全国の本庁・支部・出張所に行き渡るよう、十分な人的手当を行うべきである。

なお、その他の職員の項では、技能労務職員に焦点を当てて論じたが、書記官、その他の裁判所職員についても同様である。例えば書記官に関しては、裁判官非常駐支部の解消や独立簡易裁判所への家裁出張所の新設を進めるとすれば、そのための書記官の手当が必要であることは明らかであり、当然、それに見合った増員がなされるべきである。

第2節 家庭裁判所の物的整備

第1 庁舎新営・改修のための裁判所施設費の増額

第3編第7章第6節でも詳説したように、現在の年間約146億円という裁判所施設費の予算額では、全国にある地家裁本庁・支部・家裁出張所ないし独立簡裁の庁舎を耐用年数に応じた計画的な新営を行い、もしくは需要の変化に応じた改修等を行うには不足していることは明らかである。

裁判所（とりわけ家庭裁判所）が人権保障の最後の砦であることに思いを致し、IT化が進んでも、住民にとって身近な存在である裁判所であることを広く住民に示すためには裁判所庁舎が必要不可欠であることを十分理解したとすれば、それに見合った裁判所施設費の増額を行い、そして計画的に庁舎の新営等を行うこととなるはずである。

最高裁判所は、このような観点から、先ずは各裁判所庁舎の建築年・耐用年数から考える残利用可能年数、各庁舎ごとの新営する場合に見込まれる必要建築費等を算定・整理し、そしてそれを公開することによって、裁判所庁舎の整備について透明性を持たせるようにすべきである。

そして、その算定・整理から導かれる各年ごとの裁判所施設費の予算要求を着実に実行し、各地域の司法に必要な庁舎がいささかも機能不全に陥ることのないよう、予算的な手当には意を払うべきである。

第2 裁判所庁舎におけるエレベーター未設置の解消

家庭裁判所の物的整備に関し特に強調したいのは、いまだに極めて多数の裁判所庁舎にエレベーターが未設置であるという問題である。第3編第3章第4節にあるように、エレベーター未設置庁舎は地家裁支部や家裁出張所・独立簡易裁判所において顕著である。

家庭裁判所が、真に人権保障の最後の砦となるためには、高齢者・障害者（とりわけ身体障害者）をはじめとする社会的弱者にも等しく利用しやすい施設であるべきである。それにもかかわらず、いまだ多数の裁判所庁舎でエレベーターすら未設置であるという状態は明らかにユニバーサルデザインを求める社会全般の流れに反するものであり、直ちに解消されるべき問題である。

第3 その他裁判所の物的整備

本基調報告書では、支部や家裁出張所における調査室・試行面会施設の不足や、高齢者・障害者のための各種設備の不足等について縷々指摘がなされている。

これらについては、本来、直ちに整備をすべきものであり、また、人的整備による人員増や、庁舎新営のような物的整備とは異なり、ごく短期に整備することが十分可能なものである。

また、裁判所の工夫次第では、予算付けも比較的容易であると考えられる。例えば、子どもをめぐる事件の適切な処理に必要な調査室・試行面会施設の整備は、2024年度概算要求基準に照らしても、重要政策推進枠の一つである「少子化対策・こども政策の抜本強化」に十分該当するものであり、こども基本法の趣旨に照らしても、当然、直ちに実施されるべきものである。

障害者が司法手続の利用において利用や円滑な意思疎通を図るための諸設備の整備も、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を根拠に、十分な予算付けの要求ができるはずである。

このように、子どもをめぐる施策、高齢者・障害者をめぐる施策は、各種法整備も相俟って、裁判所も十分な予算要求を行う素地があるのであるから、ためらうことなく必要かつ相当な予算要求を行い、直ちに整備をするべきである。

第3節 独立簡易裁判所への家庭裁判所出張所の新設

家庭裁判所が地域における人権保障の最後の砦であるためには、例えば子どもの分野における要保護児童対策地域協議会代表者会議への家庭裁判所の積極的関与が、高齢者・障害者の分野では地域連携ネットワークにおける家庭裁判所の連携強化が、それぞれ求められているところである。そして、地域地域におけるきめ細やかな家庭裁判所の関与・活動のためにも、家裁出張所の数を大幅に増加させ、各地域に根ざした家庭裁判所を目指すべきである。

その手法としては、まずは独立簡易裁判所への家庭裁判所出張所の新設が実現されるべきである。

本基調報告書では、現代的には家庭裁判所は最も基礎的な司法機関として、全国に438か所ある簡易裁判所全てに少なくとも家庭裁判所出張所が併設されるべきであると指摘した。現在、438か所にある簡易裁判所のうち、地家裁本庁とともに設置されている簡易裁判所が50か所、地家裁支部とともに設置されている簡易裁判所が203か所、既に家裁出張所とともに設置されている簡易裁判所が77か所あるので、いわゆる独立簡易裁判所として家裁出張所すら併設されていないか所は108か所である。

家裁出張所の設置は、最高裁判所規則である家庭裁判所出張所設置規則（昭和25年最高裁判所規則第32号）で定められる。したがって、最高裁判所規則の改正により家庭裁判所出張所は設置が可能である。

無論、現・独立簡易裁判所の庁舎建物の規模や設備状況、人的状況など、各種事情により直ちに全108か所について最高裁判所規則さえ改正すれば全独立簡易裁判所に家裁出張所を新設できるわけではない。既に述べたように、裁判所の人的基盤の整備、物的基盤の整備を着実にいき、可能な限り短期間で、緊急性の高い地域や必要性の高い地域から順番に計画的に新設を実現していくことが肝要である。

第4節 子どもの権利保障の視点からの提言

本年4月1日、日本において初めて、こども施策を総合的・包括的に行うこども家庭庁が設置された。国は、「こどもまんなか社会」として、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を国の真ん中に据える社会を目指すことを明確にし、子どもが

権利の主体であることを社会全体で認識し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しすることを標榜する。地域の家裁もその社会の一員として、子どもの最善の利益を第一に考えた改善・充実が必要である。

家裁は、子どもにとって、人生の大きな分岐点になり得る重要な問題を扱う裁判所であり、家裁の対応如何で、子どもが自らの意思決定により幸福を得る機会を失ったり、時にその結果が子どもの生命や生存に関わることすらある。

子どもが享受すべき諸権利が十分に保障された家裁が全国各地に必要である。

第1 家裁調査官の活用拡大と子どもの手続代理人の積極活用

家裁における子の監護事件及び未成年の子がいる婚姻関係事件、並びに児童虐待に関連する各種事件について、家裁調査官をより積極的に活用するとともに、子どもの手続代理人制度も活用し、どの地域の子どもに対しても平等に意見表明権を保障し、子どもの最善の利益を最大限保障する家裁実務を速やかに実現すべきである。

- 1 一人一人の子どもの最善の利益を実現するために、手続的には子どもの意見表明とその適切な聴取、その上で意見の尊重が不可欠である。また、家裁調査官による子どもの意見聴取は、家裁調査官が子どもと対面で信頼関係を構築しながら、科学的・専門的知見を活かし、一つひとつの言動や表情の変化等にも細やかに気を配りつつ、丁寧に行われなければならないものであって、ITによる方法で安易に効率化できるものではない。

特に、両親の離婚等に伴う環境変化は、子どもの人生にとっても一大事といえる場面であり、子どもの意見表明権、意見を聴かれる権利（同条約12条）を保障することは、子どもの最善の利益を第一義的に考慮する（同条約3条）ために必須の手続である。そのためにも、家裁調査官は全ての家裁においてより積極的に活用されるべきであって、子の監護事件や親権に服する子がいる婚姻関係事件については、原則として全件について家裁調査官を関与させるべきである。

- 2 また、子どもの手続代理人も積極活用すべきである。子どもの手続代理人制度は、子どもの意見表明権の保障のための意見形成支援を行うなど、中立性を要求される家裁調査官には代替できない活動を行うことができ、本来的に子どもの意見表明権を実質的に保障する制度である。各地の家裁においても、地元弁護士会との協議を進めるなどして、これまでの選任件数が極めて少ない実情を改善し、子どもの手続代理人を積極的に活用すべきである。

- 3 さらに、家裁における児童虐待に関連する各種手続においても、家裁調査官をより積極的に活用すべきである。

現在、いわゆる児童福祉法28条申立事件等においては児童の年齢を問わず家裁調査官による調査が行われるのが一般的であるが、2018年4月から施行された引き続いての一時保護承認審判手続（同法33条5項）においては、意見聴取は15歳以上の子のみに行われ、15歳未満の子には意見聴取を行っていない。家裁調査官による直接の意見聴取を、原則として年齢制限なく行う制度に改正すべきである。なお、2022年6月成立の改正児童福祉法により一時保護開始の判断についても司法審査の導入が制度化され、2024年6月14日までに施行予定であるが、将来的には、判断権者を家裁の裁判官に限定し、家裁調査官も積極活用できる制度を目指すことも検討すべきである。

- 4 加えて、子どもの意見表明権の真の保障のためには、家裁に関する諸施策・運用に対

しても、子どもの意見を聴き、それを尊重し、反映していくことが望まれる。こども家庭庁は、こども施策の決定過程に子ども・若者の意見を反映し実践・推進する取組み「こども若者★いけんぷらす」の運用を開始した。テーマ設定の範囲は幅広く、司法分野の問題も含まれる。この取組みは、子どもの意見表明権保障に適う取組みとして非常に期待でき、今後、家裁の問題についても具体的にテーマとすることが望まれる。

第2 全ての家裁支部等への児童室等設置

全ての家裁支部庁舎及び家裁出張所庁舎に、児童室（調査室・試行面会施設）を設置し、どの地域の子どもであっても平等に意見表明権が保障され、面会交流の支援を適切に受けることができる環境を早期に確立すべきである。

- 1 調査官調査を中立公平に行うために当事者等の影響を受けない裁判所内で試行面会を行う際には児童室等の試行面会施設が必須となる。しかし、全国203の家裁支部の中で、いまだに庁舎内に児童室等が存在しない支部も存在する。それらの支部管内の子どもは、試行面会のためだけに遠方の本庁や支部まで赴かなければならず、ただでさえ両親の離婚問題で心を痛めている中、学校を休んだり早退したりして更なる心身の負担を強いられている。このような現状は、子どもの平等権・最善の利益の第一義的考慮・面会交流権・意見表明権（同条約2条、3条、9条、12条）の保障上大きな問題がある。
- 2 まずは、全ての家裁支部に試行面会機能も有する児童室等を可及的速やかに設置すべきであり、将来的には、全ての家裁出張所にも設置すべきである。

第3 要保護児童対策地域協議会代表者会議への家裁の参加拡大

地域の家裁による管轄地域の要保護児童対策地域協議会（要対協）代表者会議への参加を全国規模で拡大し、児童虐待防止のための地域連携の向上に家裁も参画すべきである。

- 1 虐待等の困難を抱える子ども達は、その実態が見えにくく、支援が届きにくいという課題がある。そのため、児童虐待防止・児童虐待死ゼロを実現するには、社会全てが関わるとともに公的機関等の連携強化が必須であり、中でも連携の要として要対協の実効性は高める必要がある。国も、近年、要対協の機能強化を明確に打ち出しており、従前にも増して、各地の要対協には幅広い関係機関・関係者が参画することが予想される。地域の家裁が要対協代表者会議に参加することは、司法手続等について不案内な委員にとって支援システム全体の共通理解を深め、関係機関・関係者の有機的な連携の質を向上させ、より円滑な虐待対応に繋げる契機となる。
- 2 また、家裁が要対協代表者会議に参加することによって、地域の実情を知る貴重な機会が確保され、家裁内部でも児童虐待の早期発見のための意識の醸成につながり、ひいては家裁実務の質的向上という効果が得られることも期待される。地域の家裁には、平時から関係機関等と顔の見える関係を築き、家裁の中立公平性を保ちつつ児童虐待防止のための地域連携に参画することが望まれる。

第4 少年事件対応について地域間格差の解消

少年審判を取り扱う家裁支部を拡大し、どの地域の子どもであっても自らの居住地域で少年審判を受けることができる体制を実現すべきである。

- 1 少年審判は、少年が居住する身近な地域の家裁で取り扱ってこそ、家裁調査官、少年の家族や学校関係者、弁護士、保護司等が有効に連携でき少年にとってより適切な更生

環境を整えることが可能となる。しかしながら、全国 203 の家裁支部のうち 102 の支部でしか少年審判の取扱いがない。少年審判の取扱いのない支部における少年の保護者の中には、貧困等により、手続のために遠方の裁判所まで赴かなければならないと聞くと、その距離と時間を理由に協力を拒む者も存在する。手続の期間が限られている少年事件において、身近な家裁で手続が行われないうことにより、保護者等が速やかに関与できないということ自体が、少年をより孤立化させる可能性を高め、更生可能な少年の更生を妨げる事情のひとつとなっている。このような現状は、第一義的に考慮すべき子どもの最善の利益（同条約 3 条）や、平等権保障（同条約 2 条）の見地から問題がある。

- 2 また、少年の家庭環境や居住地域の環境は、少年の情操形成に大きな影響を与えていることが常であり、家裁調査官による家庭訪問や居住地域の訪問は非常に重要である。ところが、少年事件が減少している割には、少年家庭への訪問が従前ほどなされていない実状がある。家裁調査官を各家裁支部にも十分に配置し、少年の居住地域内での調査も充実させるべきである。

第5 財政措置と予算の優先配分の必要性

子どもの権利保障のための家裁の人的物的基盤拡充について、単なる財政措置にとどまらず自国の優先的課題として予算を優先配分すべきである。

- 1 真に子どもの権利を保障する家裁実務を実現するためには、国家による予算の裏付けが不可欠である。国連子どもの権利委員会は、日本の社会支出が OECD 平均よりも低く、子どもへの予算割当も明確でないことについて懸念を示し、「児童の権利の優先性を反映した戦略的な予算額を定義すること」を勧告している。また同委員会は、予算配分の妥当性、有効性及び衡平性の監視及び評価を行うための具体的指標及び追跡システムを包含した予算策定手続を確立するように強く勧告し、その手段として「児童の権利に直接影響を与える全ての支出の計画、確定、補正及び実際の額について、詳細な予算科目及び予算項目を定めること」等を掲げる。
- 2 家裁における子どもに関する手続はすべからず子どもの権利に直接影響を与えるものであり、子どもの権利保障のための家裁の人的物的基盤拡充にあたっては、単なる財政措置にとどまらず自国の優先的課題として予算の優先配分がなされなければならない。

今と未来に生きる子ども達のために、国には、「子どもの権利条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる」義務があり（同条約 4 条）、教育・福祉分野だけでなく、司法分野への財政上の措置を講ずる必要がある。子どもが権利の主体であることを社会全体で認識し、子どもを誰一人取り残さない社会の実現に向けて、今こそが本気で舵を切る時である。

第5節 高齢者・障害者の権利保障の視点からの提言

2014 年 1 月に日本が批准した障害者権利条約は、前述の通り、12 条 2 項において「締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める」と定め、13 条 1 項において「締約国は、障害者が全ての法的手続（括弧内省略）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確

保する」と定める。そして、国連障害者権利委員会は、これまでにいくつかの一般的意見を出し、2022年には総括所見を公表し、全ての障害者が法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正することや、他の者との平等を基礎として、あらゆる役割において、司法手続に参加するための完全な能力を認識すること等を勧告するなどした。

家裁も、国家機関の一部として、障害者権利条約の完全実施に向けて制度や体制を整備する必要があることは当然である。そこで、当実行委員会としては、以下の各点について提言をする。

第1 家裁の成年後見制度における体制整備及び運用の改善

既に述べたとおり、現行の成年後見制度は法改正が見込まれている。法改正が実現されれば、前記のとおり、家裁が担うべき役割（意思決定支援、本人の状況、意思及び選好等の把握）は現在よりも更に増大する可能性が否めない。そのために、家裁においては、以下の体制整備及び運用の改善がなされるべきである。また、法改正が実現されるまでの間においても、法改正を見越して、あるいは、現行法制度の運用をより改善するという観点から、法改正が実現されたときと同様に、家裁は、以下のとおりの体制整備及び運用の改善を図るべきである。

- 1 本人の意思決定支援や、本人の状況、意思及び選好等を適切かつ十分に把握することができるよう、裁判官、家裁調査官及び書記官等の家裁職員を大幅に増員すべきである。

法改正が実現されれば、家裁も、本人にとっての成年後見制度を利用する必要性の有無や内容を把握することが必然となることが見込まれるが、法改正が実現されるまでの間においても、本人を取り巻く状況の変化や意思及び選好等を把握することは、成年後見人等の柔軟な交代や、成年後見人等の監督の場面等において必要であると考えられる。

特に、既に地域によっては、家裁が積極的に地域連携ネットワークの一員としての役割を果たしているが、現状、その充実度合いは地域によって区々である。そこで、そのような連携を担うべき職員を確保するためにも、家裁職員の大幅増員が必要である。

- 2 また、既に紹介したアンケートの結果においても明らかとなっているとおり、家裁が地域連携ネットワークの一員として、地域の他機関と十分な連携を図るには、顔の見える関係性を構築する必要がある。そのためにも、全国の最も身近な地域に存在する全ての独立簡裁所在地において、家裁出張所を併設し、地域連携ネットワークを構成する他機関が困ったらすぐに駆け付けられるようにするべきである。併せて、前項において述べたとおり家裁職員を大幅に増員した上で、自ら積極的に地域連携ネットワークの一員として、地域連携ネットワーク会議その他の様々な会議に出席し、連携が必要な状況においてスムーズに連携することができるような体制を整備すべきである。

第2 司法アクセスの保障

前記の障害者権利条約13条1項が定める司法アクセス権の保障は、民事事件及び家事事件においては、裁判を受ける権利を保障した憲法32条に基づくものである。また、刑事事件及び少年事件においては、適正手続を保障した憲法31条に基づくものであり、いずれも、憲法上の要請である。

このような憲法上の要請であることに鑑み、当実行委員会は全国の家裁に対して、以下のとおり、司法アクセス権を保障する手段を講ずることを求める。

- 1 まず、家裁は、家裁の手続において、情報通信機器やコミュニケーション支援ツール

を活用するなどして、高齢者・障害者が効果的に参加することができるよう手続上の配慮をするべきである。既に述べたとおり、この手続上の配慮は、「均衡を失した又は過度の負担」が存したとしても、配慮が不要となるものではないことに留意しなければならない。

また、この手続上の配慮をするための費用が「訴訟費用」や「手続費用」として当事者の負担とされるのであれば、障害がない者であれば必要のない「訴訟費用」や「手続費用」を徴求するものであって他の者との平等が確保されないこととなる。したがって、手続上の配慮をするための費用は国庫が負担しなければならない。

加えて、現在、裁判所の各種手続のIT化が進行しているが、これに伴って、高齢者・障害者の司法への参加の支障になることがあってはならない。そのため、各裁判所においては、これらのツールを適切に使用することができない者に対しては、十分な支援をするべきである。

- 2 さらに、高齢者や障害者を含む多様な人々が、家裁を含む全ての裁判所を利用することが容易になるように、ユニバーサルデザインを導入する等、アクセシビリティを確保し、高齢者・障害者が、司法手続を等しく利用する機会を保障するべきである。

また、補助具等を導入したことを含め、ユニバーサルデザインを導入したときには、その旨を広くアナウンスし、多様な人々が家裁を含む全ての裁判所を利用しようと思える施策を採るべきである。

第3 財政措置の確保

以上の各措置を十分にするためには、十分な財政措置が取られなければ対応することができない。とりわけ、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたのであるから、同法に沿った財政措置は、国家としての義務であることが認識されなければならない。

病休取得者数及び割合

	令和4年								令和5年							
	病休取得日数：30日以上90日未満				病休取得日数：90日以上				病休取得日数：30日以上90日未満				病休取得日数：90日以上			
	病休者	割合	うち精神及び行動の障害による病休者	割合	病休者	割合	うち精神及び行動の障害による病休者	割合	病休者	割合	うち精神及び行動の障害による病休者	割合	病休者	割合	うち精神及び行動の障害による病休者	割合
裁判官	2	0.05%	1	0.03%	5	0.13%	3	0.08%	3	0.08%	1	0.03%	4	0.10%	3	0.08%
書記官	16	0.16%	13	0.13%	72	0.73%	54	0.55%	32	0.32%	25	0.25%	71	0.72%	58	0.59%
家裁調査官	2	0.13%	2	0.13%	5	0.31%	4	0.25%	2	0.13%	2	0.13%	4	0.25%	3	0.19%
事務官	17	0.18%	12	0.13%	70	0.75%	65	0.69%	40	0.43%	26	0.28%	76	0.81%	65	0.69%

※「病休者」は、各年の4月1日現在の人数

※「割合」は、各年の定員に占める割合